●「セーフティーネット法案」の両院議長あっせん

（２００８（平成２０）年１月３０日（水））

【経過】

１月２３日（水）所得税法等改正案（揮発油税等の暫定税率延長等を含む）等提出

２９日（火）与党、いわゆる「セーフティーネット法案」（3 月 31 日期限切れを 5 月 31 日まで延長）を提出、総務委・財金委に付託

３０日（水）総務委・財金委で「セーフティーネット法案」を可決

衆参正副議長、与野党６党の幹事長が会談（あっせん案合意）

①予算及び歳入関連法案の徹底した審議を行った上で年度内に一定の結論を得る

②税法について各党間で合意が得られたものについては立法府において修正する

③これらの内容について与野党間で明確な同意が得られた場合はいわゆるセーフティーネット法案を取り下げる

３１日（木）「セーフティーネット法案」撤回

２月２９日（金）衆院　所得税法等改正案等可決（民主・社民・国民欠席）

３月２７日（木）福田首相、道路特定財源の平成 21 年度からの一般財源化等を表明

２８日（金）両院議長、歳入法案について与野党幹事長・書記局長会談を要請

与野党幹事長・書記局長会談、道路関係を除く租税特別措置の期限を５・３１まで延長する「つなぎ法案」の年度内成立で合意

３１日（月）両院「つなぎ法案」可決、同日公布

揮発油税及び軽油引取税等の暫定税率期限切れ

４月３０日（水）衆院　所得税法等改正案等について参議院否決とみなす議決、衆議院議決案可決成立（民主・社民・国民欠席）（56 年ぶりのみなし否決による再可決）

５月　１日（木）揮発油税及び軽油引取税等の暫定税率復活

【ご参考】「活動記録」２００８年３月３１日（月）付記事（抜粋）

① 本日、衆議院は本会議を開催して、国民生活を守るために、租税特別措置（税を軽くしている）のうち、与野党が賛成しているものについて成立させました。

内容は全部で１１項目あり、例えば過疎バスへの非課税措置や、輸入ウイスキーやタバコへの税、土地の売買の移転登記の税率の軽減などを２ヶ月延長するものです。

② これは３月２８日の両院議長のあっせんの結果です。現在の国会は与野党の対話やコミュニケーションが極めて不充分です。意見が対立していないものについても、仲介がなければ物事が進まない状況は残念です。

大事な時にこんな事を続けては、国会がますます国民の信頼を失うことを恐れて、河野議長が各党幹事長に呼びかけ、はじめて与野党の合意が出来たのです。きちんと対話が成立していれば、日銀総裁の問題も混乱はなかったでしょう。

【別紙ご参考資料】

・両院議長あっせん

【メモ欄】

両院議長あっせん　2008年 新聞紙

平成20年1月30日

1　総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする。

2　国会審議を通し、税法について各党間で合意が得られたものについては、立法府において修正する。

3　1．2について、両院議長の下で与野党間で明確な同意が得られた場合は、いわゆるセイフティネット(ブリッジ)法案は取り下げる。

自由民主党幹事長　伊吹文明

民主党幹事長　鳩山由紀夫

公明党幹事長　北側一雄

日本共産党書記局長　市田忠義

社会民主党幹事長　重野安正

国民新党幹事長　亀井久興

年度内に一定の結論を得るとは、衆参両院で総予算及び歳入法案の従来審査の慣例に従う趣旨である。

税法年度末処理についての各党合意

平成２０年３月２８日

１．　道路特定財源に係わる国税・地方税を除き、本年３月末に期限切れを迎える各税については、５月末まで平成１９年度税法の適用期限を延長する。（その際、関法に係る所要の整理規定を設ける。）

２．　上記１については、衆議院財金委員会、総務委員会において、委員長提案の取り扱いとして、直ちに審議、採決の上、参議院に送付し、参議院でも年度内に処理する。

３．　上記１については、衆議院議了、参議院送付の関法とは異なる法案であり、両院議長において確認していただいたとおり、憲法５９条第２項の適用はない。

４．　関税定率法等その他の日切れ法案については、年度内に参議院において採決する。

自由民主党幹事長　伊吹文明

民主党幹事長　鳩山由紀夫

公明党幹事長　北側一雄

日本共産党書記局長　市田忠義

社会民主党幹事長　重野安正

国民新党幹事長　亀井久興

道路関連法案等の取扱いについて

平成二十年四月十一日　政府・与党決定

地方財政や国民生活の混乱を回避するため、平成二十年度歳入法案等を一日も早く成立させる。それを前提として、道路関連法案・税制の取扱いについては、総理の指示を踏まえ、政府・与党として、以下の方針を踏まえて、与野党協議を鋭意進める。

一、道路関連公益法人や道路整備特別会計関連支出の無駄を徹底的に排除する。

二、政府全体で、行政と密接な関係にある公益法人について、集中点検を実施し、支出の無駄を徹底的に是正する。

三、道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し二十一年度から一般財源化する。

その際、地方財政に影響を及ぼさないように措置する。また、必要と判断される道路は着実に整備する。

四、暫定税率分も含めた税率は、環境問題への国際的な取組み、地方の道路整備の必要性、国・地方の厳しい財政状況を踏まえて、今年の税制抜本改革時に検討する。

五、道路の中期計画は五年とし、最新の需要推計などを基礎に、新たな整備計画を策定する。

六、新たな整備計画は、二十年度道路予算の執行にも厳格に反映する。二十年度予算における一般財源としての活用は、各党から現実的な提案があれば協議に応じる。

七、与野党協議会を設置し、一般財源としての使途のあり方、道路整備計画などを協議・決定する。

八、ガソリン税などの暫定税率の失効期間中の地方の減収については、各地方団体の財政運営に支障が生じないよう、国の責任において適切な財源措置を講じる。その際、地方の意見にも十分配慮する。

自由民主党・公明党合意

一、　税制改正法案、地方税三法案及び特例公債法案については、2月29日に衆議院で可決後、参議院に送付されたが、今日に至るまで参議院で結論を得ていない。このため、地方財政や国民生活の混乱を一刻も早く回避するため、4月30日の衆議院本会議において、憲法第59条に基づき、歳入関連五法案の成立を図る。

また、道路整備費財源特例法改正法案についても、一日も早く成立させる。

二、　道路政策の在り方及び道路税制を含む税制抜本改革について成案を得、21年度より実現するため、与党の協議会を設け、速やかに検討に着手する。その検討においては、与野党協議も見据えつつ、平成21年度からの一般財源化等、平成20年4月11日の政府・与党決定「道路関連法案等の取り扱いについて」に基づき、必要な法改正について年内に成案を得、国会に提出し成立を図る。

以上

平成20年4月28日

自由民主党　総裁　福田康夫

公明党　代表　太田昭宏